

今回も、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

Q1 継続審査の申出に対する質疑や討論の実施について

委員会に付託された請願について、付託委員会は継続審査とすることを決定し、会議規則に基づく申出を議長に對して行った。

議長はこれを受け、本会議において継続審査の是非について本会議で諮ることを議会運営委員会で報告し了承を得たが、付託委員会で継続審査に反対した議員（委員）と同じ会派に所属する議会運営委員から、継続審査の是非に関する議事の際に、当該議員の質疑や討論の可否についての発言があったが、本市では継続審査の是非の審議において、質疑や討論を実施したことがないため、即答することができず、回答を保留している。

その後、事務局内で過去に実施した事例がないことから、不可能と回答し

連載66

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
政務第一部長
本橋 謙治

ようと考えている。このような回答で問題ないか。

A1 継続審査の申出は、会議規則（標準市議会議規則第111条）に基づき、委員会の議決を経て、議長に申し出ることになります。また、本会議における継続審査の是非についても、本会議で議決が必要です。

このように、継続審査については、議決が必要であることが規定されていますが、その際の質疑や討論に関する規定は、地方自治法や会議規則にはありません。

地方自治法や会議規則に「討論を用いないで」という規定があれば（ex.地方自治法第115条第2項、標準市議会議規則第37条第3項）、討論や質疑を行うことは不可能と解されますが、これがない以上、Q1における

質疑や反対討論は可能と解します。

では、なぜこのような事例が当該市議会においてないのかということですが、継続審査の是非における質疑の内容は、継続審査の対象となる事件に関するものではなく、あくまで継続審査の是非に関する内容に限定されます。具体的には、継続審査となった理由などが考えられますが、このような質疑に対しては、継続審査の申出書に理由が付されている（会議規則参照）ことから、質疑の実益がないのが実情です。このため、多くの議会において、継続審査の申出に対する質疑が行われていないのが実情です。討論についても同様の理由により、行わない議会が多いと考ええます。Q1の場合、本会議で質疑及び討論を希望する議員が、継続審査の申出を行っている委員会の委員であることから、委員として継続

審査という判断に至った経緯は、委員会を欠席していない限り十分に把握しているはずで、にもかかわらず、質疑を行うことは法的に可能ですが、当該議員の見識を問われる意見が他の議員から出る可能性があります。したがって可能ならば、当該議員に代わり別の議員が質疑をすることが適当と考えます。なお、反対討論については、質疑のような問題はないと考えますので、当該議員が行うことは可能です。

参考 標準市議会会議規則

第37条 1・2 略

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮つて省略することができる。

第111条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

参考 地方自治法

第115条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

Q2 契約議案と訴訟について

今定例会に提出された工事請負契約の議案について、落札できなかった業者が、入札に不正があったと主張し、市を相手に訴訟を行う準備をしているという情報が執行機関よりもたらされた。

執行機関は、現時点では入札に問題はないと判断しており、当該議案を撤回する予定はないという報告を受けている。

これに対し、一部の議員がこのような状況下で議案を提案することを問題視しており、議長に対し提出を拒否するか、長に返却することを求めている。このような状況に対して、どのように対応することが適当か。

A2 長が提出した事件（議案）を議長が拒否したり、返却することは、議案に記載すべき事項が記載されていないなど、明らかな瑕疵がない限り不可能と考えます。

議会は、提出された事件（議案）を審議し、可否を決する機関であることから、法的に提出に制限がかけられているなど、議会への提出が法的に認められていない限り、これを審議することが求められていると考えます。

Q2の場合、入札に不正があることを主張し、訴訟を検討しているという状況だけでは法的に議会への議案提出が制限されているとは考えにくいいため、提出された以上、議長はこれを受理し、本会議の審議に付す（上程）ための準備を進める必要があります。

その上で、議会が当該議案について問題があるかと判断するならば、①訴訟の状況を見極めるために委員会に付託して継続審査とする、②否決する、のいずれかが考えられます。もちろん、訴訟の状況と議案の提出は関係ないと判断して当該議案を可決することも可能です。

最終的には、議会の審議において、議案の内容等を精査していずれかの結論を出すこととなります。なお、①を選択した場合、長が「議会が議決すべき事件を議決しない」と判断して、地方自治法第179条に基づく専決処分をする可能性があります。

参考 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成

立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができな
いとき、普通地方公共団体の長において
議会の議決すべき事件について特に緊急
を要するため議会を招集する時間的余裕
がないことが明らかであると認めると
き、又は議会において議決すべき事件を
議決しないときは、当該普通地方公共団
体の長は、その議決すべき事件を処分す
ることができる。ただし、第162条の
規定による副知事又は副市町村長の選任
の同意及び第252条の20の2第4項の
規定による第252条の19第1項に規定
する指定都市の総合区長の選任の同意に
ついては、この限りでない。

参考 行政実例（昭和25年6月1日）

問 不完全な議案（例えば公安委員選任議
案で名前の記載がないもの。）ということ
で、議長はその議案を本会議に上程しな
かった。妥当であるか。

答 設問の場合は妥当である。

Q3 開議宣言を行わずに議事を進めるこ
とについて

通常、本会議を開くときは、議長が

会議を開く旨の発言（開議宣言）を行っ
た後に本会議が進むことになるが、先
日の本会議において、議長が当該発言
を行うことなく会議を進めてしまっ
た。

その日の会議が終了してから、一部
の議員から議長から本会議を開く旨の
発言がなかったという指摘があり、議
会事務局が確認したところ、当該発言
がなかったことが判明した。

これを受けて、急遽議会運営委員会
が開催され、議長及び議会事務局長か
らの謝罪が行われたが、一部議員から
議長の宣告のなかった本会議の議事の
有効性について確認を求められてい
る。

議長の会議を開く旨の発言がなかつ
たことをもって、当該発言のなかった
本会議の有効性は否定されるのか。

A3 結論から言うと、有効性は否定されないと
考えます。

本来ならば、一部の議員が指摘しているよ
うに、本会議を開く際に会議を開く旨の発言
を行うべきです。

しかし、当該発言がないことを指摘する議
事進行の発言等が議員から出なかったという

ことは、他の議員も本会議が開かれたと認識
していると解すことができます。

議長の本会議を開くという発言がないこと
を指摘する議員からの議事進行等の発言が
あったにもかかわらず、議長がこれを無視し
たということならば、本会議の有効性に問題
があると考えますが、議員からの議事進行等
の発言がない以上、本会議が適切に開かれて
いると考えますので、本会議の有効性が否定
されることはないと考えます。

このようなことが今後生じないように、議
会事務局は議長の発言を注視する必要があります。

参考 標準市議会会議規則

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩
は議長が宣告する。

2 略

Q4 一括議題にした事件の一部に対して
提出された修正案の扱いについて

今定例会に提出された指定管理者の
指定議案を付託委員会が否決した。こ
れに併せて提出された補正予算につい
ては、付託委員会では原案可決となっ
たが、一貫性がないという指摘が議会

内でされたことから、指定管理に関する議案が本会議で否決された後に、補正予算案の該当部分を減額する修正案を議題とし、審議することとなった。

しかし、慣例で本会議では、複数の議案を一括議題とし、委員長報告を行っている。このため、一括した議案の一つに修正案が提出された場合の運営を行ったことがないことから、どのように運営するべきか。

A4 結論からいうと、一括して委員長報告する事件を指定管理者の指定議案とその他の議案に分けて委員長報告することが適当と考えます。

委員長報告の後に修正案の説明を行うことが会議規則に定められていますが、全ての議案の委員長報告を行った後に修正案の説明を行うと、どの議案に対する修正案なのかという混乱が生じる可能性がありますので、議事が複雑になることを避けるため、議長の議事整理権を根拠に、委員長報告の対象となる事件を分けることが適当と考えます。

具体的には、最初に指定管理に関する議案以外の議案の委員長報告を行います。その後、これら議案に対する質疑、討論の後に採決を行い、これら議案の可否を決定します。次に、

指定管理に関する議案の委員長報告を行い、報告の後に修正案の説明を行います。そして、報告及び修正案に対する質疑を行った後に討論、採決を行うこととなります。

参考 標準市議会会議規則

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

Q5 協議等の場の設置について

本市議会では、協議等の場を設置していない。しかし、今回、諸般の事情により急遽、閉会中に、全議員で構成する全員協議会を協議等の場として開催する必要が生じた。

近隣自治体議会の状況を調べたところ、全員協議会を協議等の場にしていくところは、会議規則にこれを定めているが、閉会中であることから、会議規則の改正を行うことは事実上不可能である。

以上のような状況から、協議等の場は地方自治法に規定があることから、地方自治法第100条を根拠に協議等

の場を開催することは可能か。

A5 結論から言うと、不可能です。協議等の場に関する規定は、地方自治法の第100条第12項にありますが、当該規定に「会議規則の定めるところにより」とされていることから、協議等の場を設けるには、会議規則にこれを定めることが不可欠です。したがって、会議規則の改正を行わずに、地方自治法のみを根拠に協議等の場である全員協議会を開催することは不可能です。

全員協議会を協議等の場として開催したいならば、会議規則に全員協議会を協議等の場とする規定を設ける必要があります。具体的には、会議規則の改正を付議すべき事件として、同法第101条第2項又は第3項に基づく臨時会の招集請求を行い、長の臨時会の招集行為により臨時会を開催し、会議規則の改正を行った上で、全員協議会を開催する必要があります。

なお、協議等の場は、委員会のように閉会中の継続審査となった事件がなければこれを開くことができないということではないため、閉会中の継続審査のような手続を行うことなく、閉会中も協議等の場（Q5の場合は全員協議会）を開くことは可能です。

参考 地方自治法

第100条 1～11 略

12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

13～20 略

第101条 1 略

2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

3 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

4～8 略

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）
逐条地方自治法（学陽書房）
議会運営実務提要（ぎょうせい）
地方自治関係実判例集（ぎょうせい）
地方自治法質疑応答集（第一法規）
逐条会議規則（学陽書房）

